



消費生活センターからのお知らせ

第46回目黒区消費生活展を開催しました

11月11日(出)、『消費者宣言2017』見ぬく力を身につける！』をテーマに、消費生活展を開催しました。

今年も区内の消費者グループ7団体が、食・高齢者問題・環境などの身近なテーマについて学習、研究した内容をパネルにまとめ展示発表しました。このほか協力団体によるゲームや工作、旬の野菜やローズポークの焼肉の販売、ワークショップ、「てづくりマーケットinめぐろ」など、子どもから大人まで楽しめる催しで、当日は大勢の来場者で賑わいました。



消費者グループのパネル展示



協力団体による工作

省エネライフは地球にもお財布にもやさしいよ



はい 消費者相談です

その場で契約させる

屋根工事に注意!

Q

「近所で工事をしていたら、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。このままでは危険なので、すぐに修理した方がよい。」と突然知らない事業者が訪ねてきた。「サービスで直してあげる」と言われたので無料だと思い頼むと、「このままでは雨漏りする。屋根全体を工事した方がよい。」と言われた。不安になってその場で高額な契約をしたが、冷静になってみると契約を急ぎすぎたような気がする。どうすればよいか？



A

突然訪問してきた事業者と契約した場合、訪問販売にあたります。今回の事例では、契約書面を受け取ってから8日以内だったため、クーリング・オフすることができました。クーリング・オフ期間を過ぎても、解決できないと自分の判断だけであきらめてしまわずに、消費生活センターに相談してください。



めぐり猫からのアドバイス

クーリング・オフ制度は、申し込みや契約をした場合でも一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフは必ず書面で通知し、「特定記録郵便」など発信の記録が残る方法で送付しましょう。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

突然訪問してきた事業者に、「このままでは危険」などと不安をあおられたり、「今なら通常料金の〇割引き」などと急がされ不要な契約を迫られたという相談が相次いでいます。住宅の修理やリフォームは絶対にその場では契約せず、事業者の話が事実なのか、必要な工事なのかなどを家族や身近な人に相談しましょう。工事を依頼する際は、複数の事業者から見積もりを取ることや、工事内容をどうするか慎重に検討することも大切です。

シグナル97号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索



メールマガジンを配信しています。

